

## 地域の歴史と文化を活かした まちづくりへ向けて

東京大学先端科学技術

研究センター教授

西村 幸夫



### — 1 — 「歴史的な風土を活用したまちづくり」とは

「歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方はいかなるものであるべきか」という問題意識は、近年の都市計画制度を考える際のひとつの大きな課題である。とりわけ、二〇〇四年に実現した景観という新たな法域に踏み込んだ景観法の制定と地域主体の提案型事業を柔軟に受け入れることのできる補助金の制度である国土交通省のまちづくり交付金の創設という相異なつたふたつの分野での制度改正によって、表記の問題意識はさらに強まったといえる。また、こうした問いかけは、二〇〇五年六月の国土交通省社会資本整備審議会への諮問の大きな柱のひとつであった<sup>(1)</sup>。

これにたいするひとつの確かな回答が二〇〇八年五月現在、国会で審議中の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

案」、通称歴史まちづくり法案である。この「自治フォーラム」二〇〇八年七月号が刊行される時点では成立しているかもしれないが（政争の具として利用されることなく、そう願いたいものだ）、ひとまずここでは法案の段階でこの法案の位置づけや意義、可能性について議論を進めたい。

地域の歴史や文化が都市計画のなかで配慮されることは従来は例外的なことであった。たとえば文化財は都市計画や建築の法規のうちでは適用除外の対象なのであって、そのために特別な仕組みが用意されているわけではない。城下町における城山などはある意味で都市の成立の基盤をなしている原点だといえるが、用途地域の指定のうえでは単なる市街化調整区域に過ぎないという例も少なくない。決して都市計画の重要な手がかりだという風には、すくなくとも地域地区の指定に関しては、見えないのである。かつての美観地区にしても、これを推進するための政令や省令はひとつも通知されてこなかったのである。できればふれたくないような例外事例であり、あえていえば厄介者だったからだろう。

一九六六年の古都保存法や一九八〇年の明日香村整備特別措置法などの例外的な法律もなくなつたが、いずれも政令で定められた「古都」と明日香村のみに適用される文字通り例外的な法律に過ぎなかつた。

もちろんいわゆるモデル事業などのように歴史を活かしたまちづくりを支援するための補助メニューは一九八〇年代から積み重ねられて来ているが、おおもとなる法制度は変わらぬままだったの

で、そのもとで実施された事業もやはり例外的、モデル的なものにとどまらざるを得なかった。

それが二〇〇四年の景観法を境に様相を変えつつある。ちょうど一九九〇年代に環境保全が都市計画制度に組み入れられる努力がなされたように、文化を都市計画制度に内部化する努力がようやく実を結び始めたのである。

そして、景観法が規制強化の先導するムチの側面が強かったのをあたかも補完するかのように、支援事業と規制緩和などのアメに限った法律として歴史まちづくり法案が構想された。市町村による歴史的風致維持向上計画（しかしいかにもとってつけたような名称であるが、ここでは用語の問題は措くことにしよう）を国が認定し、認定された計画のもとに良好な歴史的環境を形成している建造物や町並みの再生等に各種の支援措置がとられることになる。これと並行して歴史的環境形成総合支援事業が創設されるのをはじめとして都市公園事業や景観形成総合支援事業が拡充され、まちづくり交付金が歴史まちづくりの面で使いやすくなる。正攻法による歴史的建造物の公的資金による再生が幅広くやりやすくなるのである。

歴史まちづくり法案は一面では古都保存法の全国展開という側面を持つが、単純に古都保存法の施策を全国に拡げるだけでなく、より積極的に歴史的環境の再生へ向けて舵を切っている点が特徴的である。

他方、同法案は文化庁も共管であることからわかるように、点としての文化財の保護を越えた周辺環境保全施策の全面展開という側

面も持つ。文化庁は別に歴史文化基本構想づくりを各自治体に勧める施策を今年度からスタートさせているが<sup>(2)</sup>、保存と再生とがひとつの計画の枠内で議論できるようになると、まちづくりの幅がさらにひろがることになる。

歴史まちづくり法案がまれに見るスピードで策定された背景には、国土交通省内での文化を施策として内部化するという議論と、文化庁内での点としての個々の文化財を越えて地域の歴史的環境を一体的総合的に保全していくための施策論議とがうまく時期的に合致したことがおきかったといえる。こうした協働作業の背後には、近い過去に景観法を組み立てる際にやはり国土交通省と文化庁ががっぷり組み合ったという経験が生きていたということがある。

## — 2 — 歴史まちづくり法案の今後へ向けて

いまだ成立していない法案の今後の施行上の留意点を指摘するのは時期尚早だともいえるが、今後の運用のために気になる点を二、三指摘しておきたい。

第一に、国土交通省と文化庁のスピード感覚の違いである。

地域のまちづくりには勢いを持続させるようなある程度の力の入った後押しが必要であるが、文化財の指定や修理に絡む仕事はやり直しがきかない分、慎重さが必要である。予算の規模もおおきく異なっている。歴史や文化に関連したまちづくりにはこうした面での繊細さが不可欠である。太く短くというよりも、細く長くという哲学の方が似合っている。

ところが、一方で、認定された歴史的風致維持向上計画は目標年次を明らかにしたものであることが求められており、期限付きの計画の枠内で各種の補助事業が行われることになる。もちろん際限のない垂れ流しの補助事業は厳に慎まなければならないが、細く長く続けることによって人材が育つことも忘れていたいただきたい。文化的な仕事というものは時間を区切るといっても質を下げないためにじっくりと質を確かめながら仕事を進めるといような姿勢が大切なのである。

第二に、歴史や文化は必ずしも多数決になじまないということである。

地域にとつて歴史や文化が大切だということを多くの人が認識してきたのであれば、今更何も新法を作る必要もなかったことになる。これまで歴史や文化を活かしたまちづくりをすべきだという社会的な要請がそれほど強くなかったからこそ、歴史まちづくり法案の提案が二一世紀にまでずれ込んだといえる。しかし、このことは二〇世紀においては歴史や文化を活かしたまちづくりが大切でなかったということの意味しているのではない。大切だと気づく人が少なかったということをもって価値がないというわけにはいかないのである。時代にはそれぞれ先を見越す予見者、ビジョナリーが必要なのである。そうしたビジョナリーの声に耳を傾ける度量が求められる。

住民参加はたしかにこの時代に不可欠の要素であるが、だからといって少数の予見者の声が抹殺されないように配慮しなければならない。

ない。こうした先見性に対する寛容さが歴史や文化の問題には必要なのである。

第三に、マスタープランの総合性を失わないような十分な配慮が必要だということである。歴史まちづくり法案がいうところの歴史的風致維持向上計画であれ、文化庁のいう歴史文化基本構想であれ、地域における歴史や文化の総体を過不足なく捉えて、かつその将来像を示すことは並大抵のことではない。下手をするとバッファゾーン内の単体建造物の復元プランのたんなる集成にとどまるということになりかねない。よくしても重要文化財周辺の美化計画に過ぎなくなるおそれがある。

歴史と文化を活かしたマスタープランとしてどのような都市像を描くのが問われなければならないが、そのような計画立案作業はこれまでほとんどやられてこなかった。この点に関しては特効薬があるわけではない。地道に地域の個性を発揮するための手がかりを見出し、それを磨くための方法を考案していく他はない。各地での知恵比べが始まろうとしているのだ。

### — 3 — より一般的な歴史と文化のまちづくりへ向けて

もちろん歴史まちづくり法案に則ったまちづくりだけが歴史と文化のまちづくりであるわけではない。同法案が対象としているのは国指定の文化財がコアとして存在している場合に限られるので、むしろまちづくりの手がかりとしては特殊な部類に入るといえるだろう。それではより一般的な歴史と文化のまちづくりはどのように進

められるべきものなのか。

まず第一にいえることは、歴史も文化も本当にそれを大切に想い、自ら楽しみ、味わうことのできる市民が輩出しないう限り、そのまちにおいて歴史も文化も受け継がれることはないという厳然たる事実である。まちづくりを進めるひとつくりがなによりも大切なのだ。

しかしこのことは単に博物館や美術館に通う愛好家を増やすということの意味しているわけではないことはもちろんである。そのためにはまちに魅力を感じ、わがまちを引き立てていこうという心を持った市民が育っていくことが重要である。そして市民がその気になるようなまちをつくることも大切である。まちの各所に歴史の香りがあふれ、想像力をかき立てられるような工夫がこらされるといったまちの舞台づくりが求められる。

このことは必ずしもその都市が特別なものを持っていなければならぬということの意味するものではない。どんなまちでもまち自慢はあるはずだ。美しい花を咲かせる一本の樹木でもいい、小さなイベントでもいい、小さなパン工房でもいい、まちには何かしらここに住んでよかったというようなまち自慢がある。どうしてもないというならば、これから創つてもいいのだ。たとえば一九九二年に二〇歳の一人の大学生の想いから始まった札幌のYOSAKOIソーラン祭りが、今では踊りの参加者四万人、観客二〇〇万人を越す巨大祭典に成長しているのみならず、全国各地にそれぞれのYOSAKOI祭りを生み出すに至っている事実は、日本のまちには地

域文化を育む無限のエネルギーがまだまだあることを如実に示しているのではないか<sup>(3)</sup>。

一方、古来の祭礼も負けてはいない。譜面のないお囃子や書かれた台本がないお神楽が地域にしっかりと受け継がれているのは、地元のお年寄りから子供たちへ無形の文化を受け継いでいく仕組みがまだまだ生きているからである。そのようなまちに魅力がないはずがない。

物理的な市街地環境の面でも、自分の住むまちは平板で何の変哲もないように見ながちであるが、地域の歴史を探り、都市形成の物語とその背後にある意図のようなものを明らかにしようとしてまぢを見直すと、当たり前だと感じていた身近な空間の形成のプロセスのなかにデザインの意図を読み解くことができるということも少なくない。世界の集落調査を行った建築家原広司氏のいうように、すべての都市空間の細部は「偶然にできていそうなスタイル、何気ない風情、自然発生的な見かけも、計算しつくされたデザインの結果なのである。」<sup>(4)</sup>

もうひとつ考えておかなければならないことは、まちの歴史や文化を活かすということは、まちの総合的な魅力向上のための戦略的な行動計画の一環として位置づけられるべき点である。こうしたまちの総合的な魅力向上のための総合施策は今後どのまちでも必要になってくるだろう。一見当たり前のことのようであるが、これは、たんに部外者を観光のために呼び込むということだけでなく（このこと自体も重要ではあるが）、現在の居住者を地域に引

きつけておくためにも、将来の居住者を引きつけるためにも、さらには質の高い労働力を求めてフットルースに移動する新しいビジネスや雇用機会を誘引するためにも必須の戦略となるからである。

こうした都市の魅力をソフト・パワーと呼び、そのような都市を創造都市と呼ぶことが定着してきたが<sup>(6)</sup>、クリエイティブ・クラスを引きつける創造都市のソフト・パワー戦略上、地域固有の歴史や文化の尊重、そしてそれらのうえに立った新しい文化の創造は決定的に重要な要素なのである。

しかしそのことは何も世界を相手にしたような大向こうをうならせる大規模な施策を展開しなければならないということを意味するわけではない。有形にしる無形にしる、私たちが暮らす足もとに地域の歴史と文化の手がかりは遍在しているのである。

私たちの研究室では新宿区の依頼を受けて、二〇〇六年度から二年間かけて早稲田大学と工学院大学それぞれの都市計画研究室と分担して、区内のすべての街路を歩き回り、景観形成の手がかりを見つける作業を行った。その区民向け成果を地域ごとに『新宿区景観まちづくりガイドブック』（全一〇冊、新宿区、二〇〇八年三月）にまとめたが（図）、あたりまえの住宅地や商住混合地区でも、どんな場所でも読み解く努力さえすれば、地域固有の特色を引き出すことができることを実感した。地形に歴史が加わり、そこにみどりがあり、さらに様々な要素が絡み合って地域の特色が構成されている様子を学生たちは如実に体験したのである。

大切なのはおそらくそうした目を育むことだろう。そこからすべ

ては始まる。——「足もとを掘れ。そこに泉湧く。」まずは地域のまちあるきから始めようではないか。

注

(1) 二〇〇五年六月三日諮問「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」。諮問の具体的な内容は歴史を活かす方策ということのほか、人口減少への対応、中心市街地の再生、持続可能な都市の構築、安全で安心なまちづくりの合計五項目である。これに対して社会資本整備審議会からの第一次（二〇〇六年二月）と第二次（二〇〇七年七月）の答申がすでになされているが、歴史を活かす方策に関しては二〇〇八年五月現在まだ答申が出されていない。

(2) 『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』（二〇〇七年一〇月三〇日）のなかで地域の文化財を総合的に捉える方策として、地方自治体による歴史文化基本構想の策定が推奨されている。この歴史文化基本構想において、複数の点的な文化財をばらばらにはなく総合的に保全活用していくために、歴史文化保存活用区域の設定が提案されている。この報告を受けて、文化庁では二〇〇八年度より自治体の歴史文化基本構想づくりを全面的に支援するための補助金制度をスタートさせている。

(3) YOSAKOIソーラン祭りの始まりからの経緯は、創始者長谷川岳氏の回想を中心とした著書、坪井義明・長谷川岳『YOSAKOIソーラン祭り―街づくりNPOの経営学』（岩波アクティブ新書、二〇〇二年）に詳しい。

(4) 原広司『集落の教え100』彰国社、一九九八年、八頁。

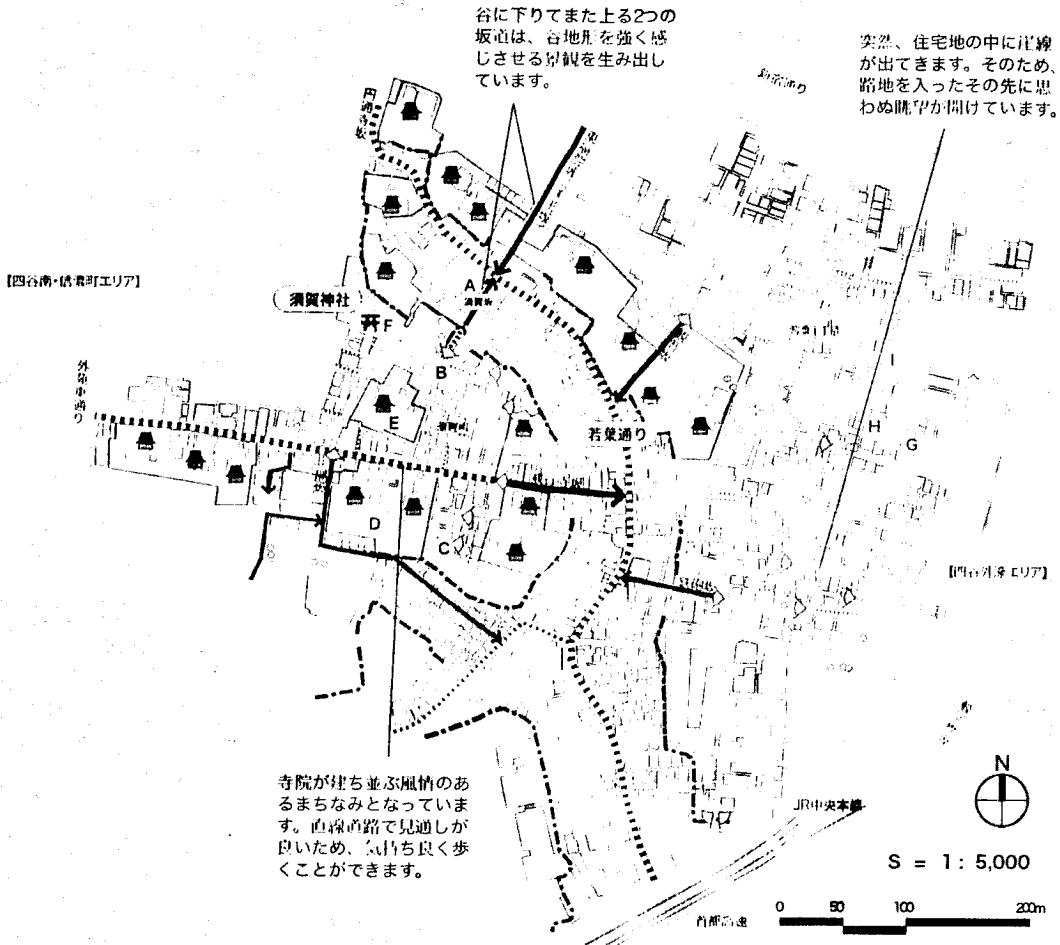


図 東京都新宿区若葉・須賀町エリアの景観構造図

日常的な市街地の風景にも、目をこらせば特色が見えてくる。

出典：『新宿区景観まちづくりガイドブック01』（新宿区、2008年3月）pp.36-37。

(5) ソフト・パワーはハーバード大学教授の

ジョセフ・ナイの造語である。ジョセフ・

S・ナイ著、山岡洋一訳『スマート・パワー』

21世紀国際政治を制する見えざる力』（日

本経済新聞社、二〇〇四年）参照。最近では、

これに軍事力を加味してスマート・パワー

という語が使われるようになってきた。

(Richard L. Armitage & Joseph S. Nye, Jr.

eds, CSIS Commission on Smart Power :

A smarter, more secure America. Center

for Strategic & International Studies,

2007)。創造都市に関する最新の情報とし

ては、たとえば、中牧弘充・佐々木雅幸・

総合研究開発機構（NIRA）『価値を創

る都市へー文化戦略と創造都市』（NITT

出版、二〇〇八年）がある。

〔付記〕

本稿執筆後の五月一六日、歴史まちづくり

法は参院本会議で可決、同二三日公布された。

一一月の施行が予定されている。